

# 仕様書

## 第1 件名

令和7年度都内におけるMICE受入環境に関する調査等業務委託

## 第2 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 第3 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

## 第4 目的

国際的な誘致競争が激化する中、東京が海外都市との競争に勝ち抜き、MICE誘致・開催を推進するためには、会議・宿泊・商業施設が集積するエリアが多数存在する東京において、地域の総合力を発揮させていくことが重要である。これについて、都内各地域におけるMICE関連施設の集積状況や受入能力等、潜在的な拠点能力の把握を目的として、既存のMICE拠点を除くエリアを対象に、調査・分析を実施する。

## 第5 用語の定義

### 1 MICE

MICEとは、M:Meeting（企業系会議）、I:Incentive（企業の報奨・研修旅行）、C:Convention（国際会議）、E:Exhibition/Event（展示会・イベント等）の頭文字をとった総称をいう。

### 2 MICE拠点

東京都が指定する以下の「東京ビジネスイベント先進エリア」及び「多摩ビジネスイベント重点支援エリア」をいう。

- |                       |                |
|-----------------------|----------------|
| ① 大手町・丸の内・有楽町エリア      | ⑥ 浜松町・竹芝・芝浦エリア |
| ② 六本木・赤坂・麻布エリア        | ⑦ 渋谷エリア        |
| ③ 臨海副都心エリア            | ⑧ 八王子エリア       |
| ④ 日本橋・八重洲エリア          | ⑨ 立川エリア        |
| ⑤ 品川・田町・芝・高輪・白金・港湾エリア |                |

### 3 団体

都内各地（区部及び多摩地域）の観光協会及びまちづくり団体（※1）及びMICEの誘致や開催について活動していることが想定される団体等をいう。

（※1）参考情報

[https://www.tcvb.or.jp/jp/agreement/h29/documents/180302\\_126\\_shiyobesshi4.pdf](https://www.tcvb.or.jp/jp/agreement/h29/documents/180302_126_shiyobesshi4.pdf)

[https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/fop\\_town/pdf/syare03\\_gaiyou.pdf](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/fop_town/pdf/syare03_gaiyou.pdf)

## 第6 委託内容

### 1 事業計画

履行にあたっては、以下に沿って事業計画を策定し、財団の承認を得ること。また、受託者は業務の進捗状況について、随時財団に報告すること。

- (1) 作業工程、方法、体制等、業務実施に当たり必要な内容を詳細に記載した業務実施計画書を契約確定日から10日程度で作成し、財団に提出し確認を受けること。
- (2) 財団と定期的な打合せを行い(月2回程度及び必要に応じて随時)、書面による記録を作成し、打合せから5営業日以内に財団に提出し確認を受けること。
- (3) 令和7年6月16日を目途に、第6第3項(2)まで実施したうえで、調査内容の中間報告初稿版を取りまとめ、財団へ提出すること。
- (4) 令和7年10月17日を目途に、第6第3項に掲げる全ての調査内容について概要版を取りまとめのうえ、財団に提出すること。なお、調査報告概要版については、調査対象となる各団体(以下「組織」という。)ごとにA4サイズ横1枚に調査結果をまとめた資料とすること。
- (5) 令和8年3月2日を目途に、第6第3項に掲げる全ての調査内容の最終報告案を取りまとめのうえ、財団に提出すること。
- (6) 調査・分析及び報告書作成には作業量及びスケジュールを踏まえた、十分な人員体制を敷くこと。

### 2 調査・分析方法の企画

- (1) 第4で掲げた目的を達成するために、最適となる調査・分析方法を企画すること。
- (2) 調査・分析方法は、第6第3項に掲げる内容を中心に、必要とされる調査・分析方法について改善を加えること。

### 3 調査・分析

#### (1) 手法及び条件

- ① 都内各地(区部及び多摩地域)の団体について、調査対象の候補として130団体程度を抽出すること。分割しての抽出も可とする。なお選定にあたっては、財団が提供する「令和6年度MICE受入環境に関する調査等委託報告書」を活用するほか、最新の情報を用いること。また、各調査対象団体の概要(名称、所在地、主な活動内容、周辺のMICE関連施設)は一覧化したうえで、財団の了解を得ること。
- ② 本項(2)に掲げる条件に従い、アンケート、デスクトップ及びヒアリング調査を行うこと。
- ③ 調査では、M、I、C、Eすべてについて対象とすること。
- ④ 分析では、M、I、C、Eすべてについて検討すること。

#### (2) アンケート調査及びデスクトップ調査

- ① 本項(1)で抽出した調査対象について、各組織のMICE開催に関する活動や、当該組織と関わりのあるMICE関連施設等について調査を行うこと。具体的な調査項目は財団と協議の上、確定すること。
- ② アンケートで情報収集するMICEは、海外参加者が含まれているものであることを

想定しているが、具体的な対象基準については、事前に財団と協議の上、確定すること。

### (3) ヒアリング調査

- ① 本項(2)の結果をもとに、所管エリア内にMICE関連施設が整備されている組織について、将来的に団体としての活動が可能な体制や機能を有しているかを分析し、5組織程度に対しヒアリング調査を実施すること。
- ② ヒアリング項目は、各組織が実施したMICE開催に関する活動等を想定しているが、具体的な調査対象の選定及びヒアリング項目については、財団に協議の上、確定すること。
- ③ ヒアリングにあたっては、回答主体の発言趣旨や背景状況の把握、参考事例の情報収集、写真撮影及びパンフレットの収集等、調査結果が具体的なものとなるように進めること。

### (4) 分析・報告・助言

- ① 本項(1)、(2)及び(3)の調査結果について、以下の項目を一覧化すること。なお、可能な限り所管エリアの範囲を明確にした上で、MICE施設の所在地を地図上で示すなど、位置関係についても整理して報告すること。
  - ア 各組織の概要
  - イ 各組織の所管エリア内に位置するMICE関連施設(会議場・大学等研究施設、宿泊施設、ユニークベニュー等)
  - ウ イの基礎情報(施設内の部屋数、面積、収容可能人数、営業時間、利用料金等)
- ② 本項①イの対象施設は、以下の通りとする。
  - ア 原則、収容人数500名程度以上の会場かつ収容人数100名程度以上の会場のほか、3室以上の会場を有する施設であることが望ましい。
  - イ 宿泊施設(会議場ではなく宿泊目的での利用)については、原則、主要な会議場・大学等研究施設及び宿泊施設(会議場としての利用)から徒歩10分以内に立地、又は良好なアクセスが確保できる施設で、総客室数が50室程度以上を有することが望ましい。
  - ウ ユニークベニューについては、東京都のウェブサイト「TOKYO Unique Venues」(※2)掲載施設のほか、ユニークベニューとしてMICE受入実績がある、もしくは受入を検討している施設であることが望ましい。  
(※2)「TOKYO Unique Venues」  
<https://uniquevenues-jp.metro.tokyo.lg.jp/>  
なお、ユニークベニューとは、「博物館・美術館」「歴史的建造物」「神社仏閣」「城郭」「屋外空間(庭園・公園・公道等)」などで、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場をいう。
- ③ 本項①の報告をもとに、MICE拠点に準ずる活動能力が認められ、かつ今後継続して活動を行う意向がある組織に対し、既存のMICE拠点の活動を紹介するなど、当該組織の拠点化に向けた助言等を実施すること。

## 第7 業務実施上の留意事項

- 1 受託者は、本業務の実施に当たり、本事業の趣旨を十分に理解した上で、財団と詳細に協議を行

い、財団の承認を受け、遅滞なく円滑に業務を遂行するものとする。また、本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、その都度、財団と受託者が協議し、決定するものとする。

- 2 本委託に係る調査の実施に当たっては、調査対象者に本調査の目的、意図、留意点等を説明し、調査への協力の意思等を確認した上で行うこと。
- 3 本調査の委託者は財団であるが、調査実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあるものとする。
- 4 財団または東京都の調査であることを理由に、協力を強制しないこと。また、調査対象者に対して不快感、不信感を抱かせないように十分に配慮すること。
- 5 可能な限り、各調査対象者の協力を得るよう努力するとともに、各調査対象者の意思を尊重し、感情を害さないよう十分に配慮すること。

## 第8 賠償責任

本委託の履行にあたり、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の原因が、不可抗力、その他やむを得ない事由のときは、財団と受託者が協議の上、その処理方法を決定する。

## 第9 守秘義務

受託者は、第10により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。第10により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。受託者は、業務上知り得た秘密が漏洩することがないように十分注意すること。

## 第10 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

## 第11 個人情報の保護

1 「東京都個人情報取扱事務要綱」\*及び「保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ」\*\*を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様」\*\*\*に定められた事項を遵守すること。

\* [https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401\\_jimutoriyoukou.pdf](https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_jimutoriyoukou.pdf)

\*\* [https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401\\_annzenkannrikijunimeji.pdf](https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_annzenkannrikijunimeji.pdf)

\*\*\* [https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho\\_tokkishiyo\\_0122.doc](https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyo_0122.doc)

2 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」\*\*\*\*に定められた事項を遵守すること。

\*\*\*\* [https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi\\_tokkishiyousyo.docx](https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyousyo.docx)

3 本件における「個人情報」として、以下の事項に特に留意すること。

- (1) 当財団職員を含め、本事業の遂行にあたって入手した関係者の氏名/メールアドレスなど。
- (2) 本事業で調査対象とする組織、団体、MICE関連施設の担当者等の氏名、所属、メールアドレス

レス、電話番号など。

- (3) 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスなど）を保有している場合においては、同様に個人情報とみなす。
- 4 本業務の遂行にあたり第10により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業においても、当該事業者が当業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。
  - (1) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
  - (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

## 第12 作成物に関する権利の帰属

- 1 受託者は、本委託業務の実施に伴う成果物について、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作権者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ財団の承諾を得た場合はこの限りでない。
- 2 上記規定は、受託者の従業員、上記第10項により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作権者人格権が帰属する場合にも適用する。
- 3 本条第1項及び第2項の規定については、財団が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続する。
- 4 受託者は、本委託業務の実施に伴う成果物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を、財団に無償で譲渡するものとする。ただし、成果物に使用又は包括されている著作物で受託者が本契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を財団に許諾するものとし、財団は、これを本委託業務の成果物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。
- 5 成果物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、係る著作物に使用許諾条件が定められている場合は、財団はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- 6 成果物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、財団の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

## 第13 天災その他不可抗力による契約内容の変更

天災事変その他不測の事由に基づく経済情勢の激変や、疫病の流行等により、本委託の実施途中でも委託内容の見直しを図ることがある。その実情に応じ、財団は受託者と協議の上、本委託契約の契約金額、契約内容を変更することができるものとする。

## 第14 成果品及び支払

受託者は財団の指定する期限までに、表1の成果品を財団に納入すること。財団担当者による提出物検査の終了後、受託者からの支払請求書により、委託料を一括で支払うものとする。

表 1

	書類	納入期限	部数	規格
1	委託完了届			
2	中間報告書（紙媒体）	令和 7 年 6 月 16 日	5 部	A4 版、カラー、横書き
3	各団体報告概要版（紙媒体）	令和 7 年 10 月 17 日	5 部	A4 版、カラー、横書き
4	実施報告書（紙媒体）	令和 8 年 3 月 2 日	8 部	A4 版、カラー、横書き （表紙）再生上質紙 A判 90kg （本文）再生上質紙 A判 57.5kg （仕立）くるみ表紙、無線とじ、背文字/奥付/ 頁番号あり
5	2、3、4 の電子データ		2 式	
6	実施報告書概要版 （紙媒体） （電子データ）	令和 8 年 3 月 2 日	3 部 2 式	A3 版、カラー （図や表を用いて 2 枚程度に 4 の内容をまとめ たもの）

※成果品である印刷物は、別紙「東京都グリーン購入ガイドに定める環境配慮仕様（水準 1）」を満たすものとする。

※背文字等の記載内容については、別途財団が指示する。

※電子データは、Microsoft 社製 Word・Excel・PowerPoint 等により編集可能な形式及び PDF ファイルとし、CD-R 又は DVD-R で納品する。また、収納ケース、CD-R 等に、委託年度及び委託件名を付記すること。

※成果品は、財団に帰属するものとする。納入後、内容に不備があった場合には、速やかに受託者の負担で修正等を行うこと。

#### 第 1 5 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

#### 第 1 6 その他

- 1 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- 2 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議する。
- 3 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行にあたっては財団と協議のもと進めること。
- 4 この契約にかかる費用は、全て契約金額に含むものとする。
- 5 本委託契約は、令和 7 年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、令和 7 年度財団収支予算が令和 7 年 3 月 31 日までに財団評議員会で承認された場合において、令和 7 年 4 月 1 日に確定するものとする。

担当者連絡先：公益財団法人東京観光財団  
コンベンション事業部  
電話 03-5579-2684